



金 沢 市 公 報

第 3 1 3 6 号 の 2

令和6年(2024年)2月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民協働推進課)	1
○住民票の職権削除について (市 民 課)	2
○土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の 指定について (環境政策課)	2
○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公 園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)	3
● 公 告	
○農業経営基盤強化促進法の規定に基づく地域 計画の案の縦覧について (農業水産振興課)	3

○地籍調査作業規程準則による筆界案の作成に ついて (農業基盤整備課)	3
○金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例の規定によるまちづくりに 関する協定の締結について (都市計画課)	4
○土地区画整理事業の終了の認可について (市街地再生課)	7
○開発行為に関する工事が完了について (建築指導課)	7

告 示

●金沢市告示第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年2月13日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
専光寺新町会	主たる事務所の所在地	金沢市専光寺町ハ82番地2	金沢市専光寺町二192番地5	令和6年 1月1日
	代表者の氏名及び住所	梅田 宏 金沢市専光寺町ハ82番地2	川幡 竜也 金沢市専光寺町二192番地5	
三馬本町会	代表者の氏名及び住所	山本 実 金沢市三馬1丁目123番地	竹内 三次 金沢市三馬2丁目12番地	令和6年 1月14日
専光寺中町会	代表者の氏名及び住所	山口 義生 金沢市専光寺町タ9番地22	脇田 満 金沢市専光寺町タ34番地1	令和6年 1月21日
二ツ寺町町会	代表者の氏名及び住所	岡崎 健次 金沢市二ツ寺町イ26番地	寺西 健 金沢市二ツ寺町イ61番地1	令和6年 1月21日
朝霧台町会	代表者の氏名及び住所	藤井 愛子 金沢市朝霧台2丁目106番地	黒川 秀孝 金沢市朝霧台1丁目111番地1	令和6年 1月21日
東森本町会	主たる事務所の所在地	金沢市南森本町ヲ61番地4	金沢市南森本町ワ66番地5	令和6年 1月29日
	代表者の氏名及び住所	土屋 勇 金沢市南森本町ヲ61番地4	沢田 憲儀 金沢市南森本町ワ66番地5	

●金沢市告示第37号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を令和6年1月31日に職権で削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

令和6年2月13日

金沢市長 村 山 卓

住 所	氏 名	生 年 月 日
菊川2丁目26番12号	吉田 眞美	昭和36年11月12日
泉野町5丁目7番23号（第一荒木ハイツ・101号）	松村 幸和	昭和46年6月17日
玉鉾1丁目72番地（NOOKM7・206号）	佐野 寛之	昭和45年2月10日
野町1丁目2番39号（朝日向ビル・302号）	紺谷 正行	昭和38年11月10日
押野1丁目220番地1（くろゆり荘・101号）	山野 忍	昭和46年10月14日
博労町77番地（パレス大手堀・301号）	北濱 愛子	昭和54年10月8日
御供田町二50番地6	小野寺 智	昭和53年4月25日
新神田2丁目8番32号（スマイルハウスIMS・201号）	尾館 百合子	昭和58年3月2日
笠舞2丁目18番25号（光コーポI・103号）	石井 秀明	昭和55年5月22日

●金沢市告示第38号

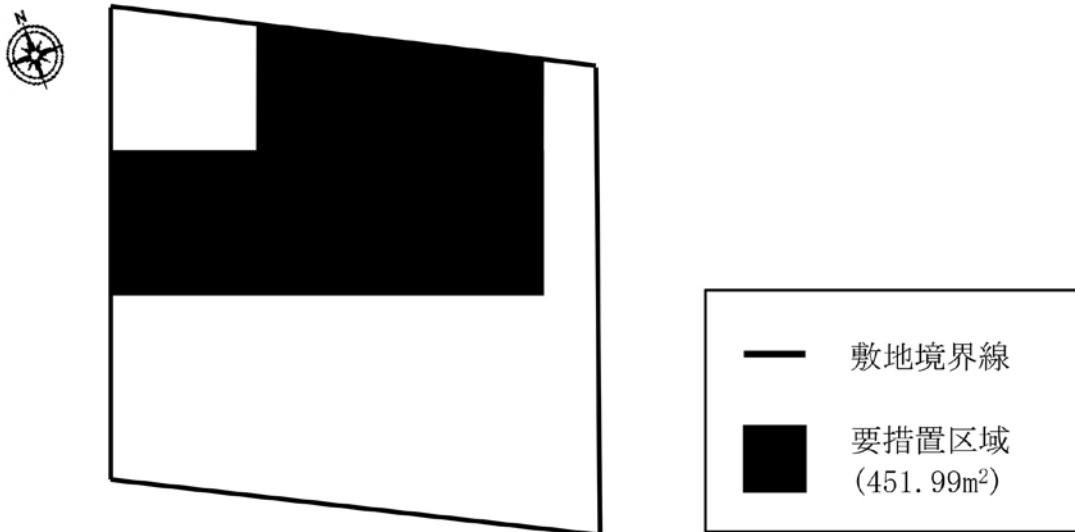
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、同項に規定する特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年2月13日

金沢市長 村 山 卓

- 1 要措置区域
金沢市専光寺町ハ63番1、63番2、63番3及び64番の各一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
シアン化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

別図



●金沢市告示第39号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正します。

令和6年2月13日

金沢市長 村 山 卓

第5項の表中

2	金沢城北市民運動公園	金沢市磯部町二25番1ほか	平成2年8月31日	平成3年10月1日		を に
2	金沢城北市民運動公園	金沢市磯部町二25番1ほか	平成2年8月31日	令和6年2月18日		

改め、第7項の表中

26	主計町緑水苑	金沢市主計町318番1	平成元年3月31日	平成12年3月31日		を に
26	主計町緑水苑	金沢市主計町318番1	平成元年3月31日	令和6年2月13日		

改める。

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により地域計画を定めたいので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案の利害関係人は、当該地域計画の案について、本市に対して意見書を提出することができます。

令和6年2月13日

金沢市長 村 山 卓

1 地域計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年2月13日から同月27日まで

(2) 場所

金沢市柿木畠1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

2 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

令和6年2月13日から同月27日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

金沢市東長江町の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第3項及び第4項の規定により公告します。

令和6年2月13日

金沢市長 村 山 卓

1 筆界案を作成した土地の所在及び地番

- 金沢市東長江町ケ31番2
- 金沢市東長江町わ23番2
- 金沢市東長江町ぬ63番
- 金沢市東長江町ぬ67番2
- 金沢市東長江町る1番2
- 金沢市東長江町ヤ2番1
- 金沢市東長江町ヤ3番
- 金沢市東長江町ヤ4番
- 金沢市東長江町を30番
- 金沢市東長江町を44番
- 金沢市東長江町を45番1
- 金沢市東長江町を45番2

2 筆界案を確認することができる場所

金沢市農林水産局農業基盤整備課

3 筆界案を確認することができる者

当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

金沢市

5 意見の申出

令和6年2月13日から同年3月4日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時45分までの間、市長に対して意見を申し出ることができます。

なお、この期間内に当該筆界案を確認することができる者から意見の申出がないときは、準則第30条第3項及び第4項の規定により筆界の調査を行います。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年2月13日

金沢市長 村 山 卓

1 協定を締結した相手方

木倉町地区の住民等

2 協定を締結した年月日

令和6年1月30日

3 協定番号

43

4 協定の名称

木倉町地区まちづくり協定

5 協定地区の区域

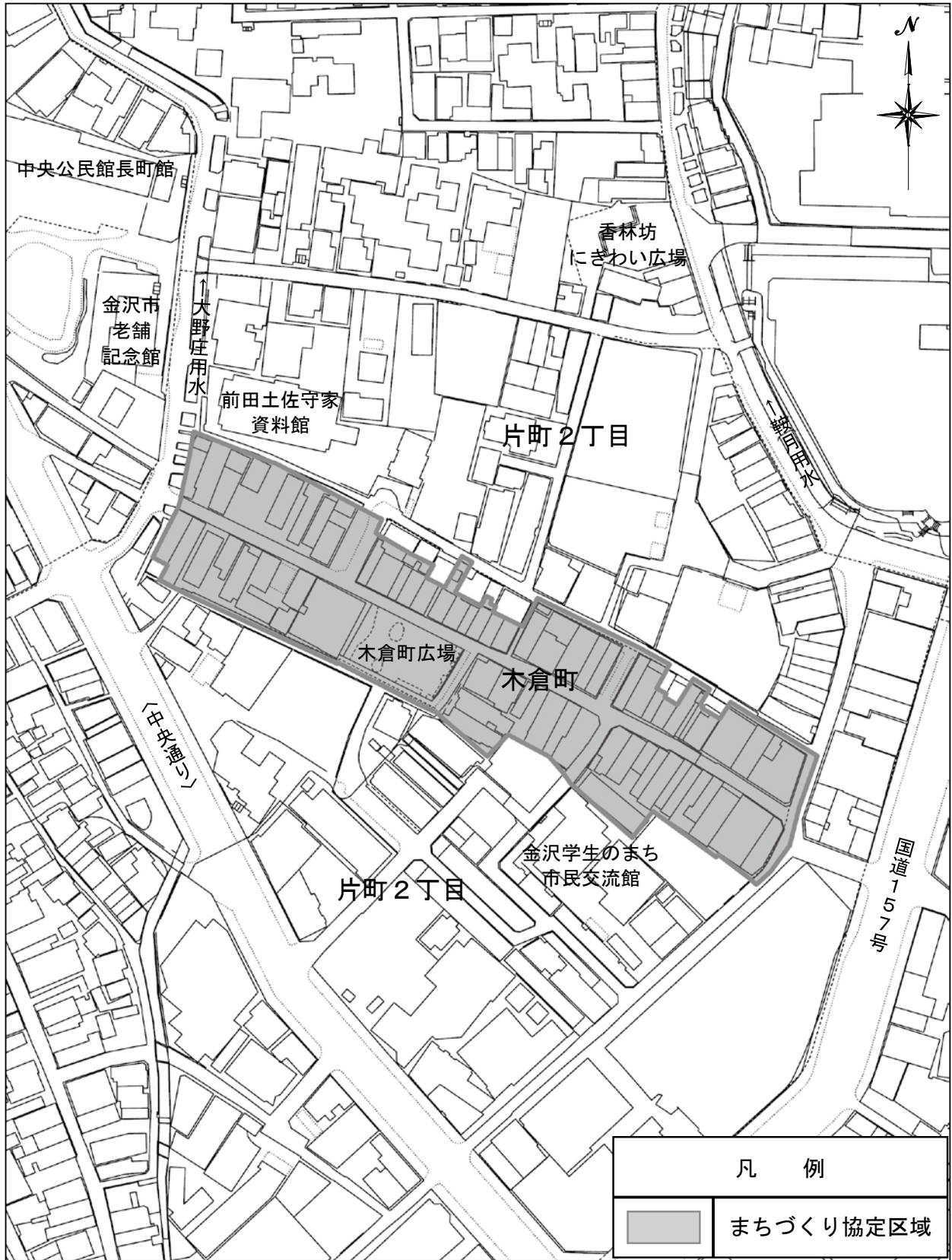
別図（まちづくり協定区域図）のとおり

6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	木倉町地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	木倉町の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約1.1ha

<p>まちづくりの目標</p>	<p>木倉町の地名は、藩政期の初めごろに材木蔵があったことを由来としており、平成15年8月1日に旧町名が復活した。</p> <p>本地区は、「木倉町商店街」として、飲食店が軒を連ねており、味わいや食の香りを背景とした風情が感じられる街並みが続いている。</p> <p>この趣と親しみのある街並みを大切にするとともに、住民が安全に安心して暮らせるまちづくりを目標とする。</p>
<p>まちづくりの方針</p>	<p>まちづくりの目標の実現に向けて以下をまちづくりの方針とする。</p> <p>(1) 飲食店を中心とした健全な商業活動を推進するまちづくり</p> <p>(2) 趣と親しみのある街並みを守るまちづくり</p> <p>(3) 住民と事業者が協力し合う安全で安心なまちづくり</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項</p>	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 葬儀場</p> <p>(2) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第3号及び第5号（店舗型風俗特殊営業）、第7項各号（無店舗型風俗特殊営業）、第8項（映像送信型風俗特殊営業）、第9項（店舗型電話異性紹介営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）並びに第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(4) 次のアからウまでに掲げる営業の用に供するもの</p> <p>ア 風営法第2条第1項第1号及び第7項第1号に掲げる営業に関する情報の提供</p> <p>イ 当該営業に係る営業所等（受付所、当該営業を営む者が指定した場所を含む。）への案内</p> <p>ウ 当該営業を営む者又はこれらの代理人、使用人その他の従業者と待ち合わせを行うための場所の提供</p>
	<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p> <p>(屋外広告物等)</p> <p>(1) 屋外広告物等は、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないものとする。</p> <p>(2) 点滅灯や回転灯類を広告物等に付帯させない（安全のため必要な場合を除く。）。</p> <p>(3) 広告照明は過剰な光量とならないよう努め、光源の色彩や動き等は周囲の環境への影響に配慮し、また、光源の点滅の速度は緩やかにする。</p>
	<p>土地利用等の制限</p> <p>新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する場合も含む。）は、事前に木倉町商店街に連絡しなければならない。</p>
	<p>その他</p> <p>(1) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。</p> <p>(2) 自店舗前以外での呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。</p> <p>(3) 夜間に管理人が常駐しない施設にあっては、夜間の連絡先を木倉町商店街へ通知する。</p> <p>(4) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。</p> <p>(5) 地域において実施される地域活動に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。</p> <p>(6) 地震等災害時においては、相互協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者や、来街者の避難所への誘導に努める。</p> <p>(7) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。</p> <p>(8) 風営法第2条第6項第5号に定める物品及びこれに類する物品の自動販売機は設置してはならない。</p>

木倉町地区まちづくり協定区域図



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項の規定において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年2月13日

金沢市長 村 山 卓

- 1 土地区画整理事業の名称
金沢市第5次安原異業種工業団地土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
金沢市
- 3 事業施行期間
令和2年8月21日から令和6年3月31日まで
- 4 施行地区及び工区
施行地区 金沢市打木町東の一部
1工区 金沢市打木町東の一部
2工区 金沢市打木町東の一部
- 5 施行認可の年月日
令和2年8月11日
- 6 終了認可の年月日
令和6年1月19日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和6年2月13日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市諸江町上丁203番1及び203番3から203番8まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市矢木1丁目16番1号 ランドラッシュエージェント株式会社 代表取締役 寺田 佳広	道路 金沢市諸江町上丁203番4及び203番8並びに金沢市所管の法定外公共物の一部

令和6年(2024年)2月13日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄